

信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（案）

長野県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備等の普及拡大を図るため、次のとおり信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援
 - (2) 乙 別紙「信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業仕様書」に定める太陽光発電設備等の共同購入事業の実施
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙の一方から書面により協定終了の申し出が無いときは、本協定と同一条件で1年間継続することとして、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から又は事業実施上知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 長野県長野市大字南長野幅下 692 の 2

長野県知事 阿部 守一

乙 ○○ (住所)

○○ (社名)

○○ ○○(職・氏名)